資料2

フロー・ストック指標の対象範囲について

現行指標の対象範囲

指標の対象範囲（検討試案）

実質収支（赤字）比率

対象外会計

不良債務（会計別）

普通会計

一般会計

特別会計（公営事業会計を除く）
・公債管理特別会計　等

公営事業会計

○収益事業
○公立大学附属病院事業
○地財法上の公営企業以外の事業かつ地公企法の非適用事業
・法非適介護サービス事業　等

○国民健康保険事業、老人医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業

公営企業会計

○地財法上の公営企業（§6）　かつ地公企法の非適用事業
・法非適用の下水道事業、簡易水道事業、観光施設事業、宅地造成事業等

地方公営企業法

○地公企法の任意適用事業（§2③）

○地公企法の一部適用事業（§2②）　・病院事業
○地公企法の当然適用事業（§2①）
・水道事業、交通事業など7事業

一部事務組合等

○公営事業以外の事業を実施　・消防組合　・環境組合　等
○公営事業を実施　・病院組合　等

地方独立行政法人

○公営事業型以外　・公立大学法人　等
○公営事業型　・病院　等

地方三公社

○土地開発公社
○地方道路公社
○地方住宅供給公社

第三セクター

○民法法人
○商法法人

実質収支（赤字）比率

新たなフロー指標

会計別指標

実質公債費比率

ストック指標（仮称）